

証券コード：2009
平成28年3月11日

株 主 各 位

福岡県うきは市吉井町276番地の1

鳥越製粉株式会社

代表取締役社長執行役員 高 峰 和 宏

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県うきは市吉井町1001番地4
うきは市文化会館

末尾に記載のご案内用略図をご参照願います。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第81期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第81期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
1. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.the-torigoe.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

事 業 報 告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、政府による経済対策の効果により雇用・所得環境が改善し、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、中国をはじめとした新興国の景気減速や原油価格下落の影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、円安により原材料価格が高騰する一方、消費者の低価格品志向が依然として根強く、厳しい収益環境が継続しております。

このような状況の中あって当社は、当期から新たにスタートしました中期経営計画「アドバンス2017」に基づく諸施策の実施に取り組み、持続的成长と安定的収益基盤の確立に努めました。

営業面につきましては、国際製パン製菓関連産業展「モバックショウ2015」に出展し、「安心、安全、美味、健康」を志向した商品提案や低糖質食品「パンdeスマートシリーズ」の更なる販路拡大に取り組むなど、積極的な営業活動を展開いたしました。

売上高は215億4千6百万円と前年同期に比べ6千万円(0.3%)の減収となりました。

収益面におきましては、原材料費、減価償却費などの諸経費が増加したことにより、経常利益は13億4千9百万円と前年同期に比べ9千1百万円(6.3%)の減益、当期純利益は税金費用の減少により9億4百万円と前年同期に比べ8百万円(1.0%)の減益となりました。

各部門の概況は次のとおりであります。

製粉部門

販売競争激化の影響による小麦粉の出荷数量の減少や副産物価格の下落などにより、製粉部門の売上高は、121億8千3百万円と前年同期に比べ9千8百万円(0.8%)の減収となりました。

ミックス類等加工食品部門

低糖質食品シリーズをはじめとする特徴あるミックス製品の販路を拡大した結果、出荷数量が増加し、ミックス類等加工食品部門の売上高は、65億4千3百万円と前年同期に比べ6千9百万円(1.1%)の増収となりました。

精麦飼料部門

原料価格の値上がりに伴い製品価格の値上げを行いましたが、精麦製品の出荷数量が減少し、精麦飼料部門の売上高は、28億1千9百万円と前年同期に比べ3千2百万円(1.1%)の減収となりました。

部門別売上高の状況

部 門	平成26年度（第80期）		平成27年度（第81期）		対 前 期 比 較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年対比
製 粉 部 門	百万円 12,281	% 56.8	百万円 12,183	% 56.5	百万円 (減) 98	% 99.2
ミックス類等 加工食品部門	6,473	30.0	6,543	30.4	(増) 69	101.1
精麦飼料部門	2,851	13.2	2,819	13.1	(減) 32	98.9
合 計	21,607	100.0	21,546	100.0	(減) 60	99.7

(2) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は9億6百万円であり、その主なものは次のとおりです。

当期中に完成ならびに取得した主要設備

静岡工場

ライ麦粉製造設備新設

(注) 上記、当期中に完成ならびに取得した主要設備の投資総額は6億4千9百万円です。

(3) 資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資の資金は、自己資金によっております。

(4) 対処すべき課題

昨年10月に環太平洋経済連携協定（TPP）が大筋合意に至り、当社の主力事業の主たる原料である麦（小麦・大麦）や麦関連製品を取り巻く事業環境は大きく変化し、企業間競争は一層激しさを増していくことが予想されることから、動向を注視し適時に的確な対応をしてまいります。

当社といたしましては、3カ年の中期経営計画「アドバンス2017」に掲げる基本方針およびその諸施策を迅速に推進し、持続的成長と企業価値の向上を図り、「世の中になくてはならない企業」の実現を目指して役職員一同全力を挙げて取り組んでまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後なお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	平成24年度 (第78期)	平成25年度 (第79期)	平成26年度 (第80期)	平成27年度 (当期)
売上高	百万円 19,991	百万円 20,754	百万円 21,607	百万円 21,546
当期純利益	966	1,179	913	904
1株当たり当期純利益	41円54銭	50円68銭	39円25銭	38円88銭
総資産	30,595	34,190	37,885	40,543
純資産	23,704	26,277	29,178	31,480

- (注) 1. 第79期に当期純利益が増加した主な理由は、副産品価格が堅調に推移したことなどによるものです。
2. 第80期に当期純利益が減少した主な理由は、販売競争激化の影響や原材料価格の高騰、電力料金の値上げ、人件費や物流費などの諸経費の増加などによるものです。
3. 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社富士鳩急送	百万円 10	% 100.0	貨物運輸業、貨物取扱業。
株式会社カネニ	10	100.0	小麦粉、飼料米穀等の卸売業、損害保険代理業。
株式会社大田ベーカリー	20	99.0	パン類の製造・販売。
久留米製麺株式会社	10	70.4	生麺類の製造・販売。

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の成果

当社は上記の重要な子会社4社を連結対象子会社としております。当期の連結売上高は225億6千2百万円（前期比0.1%減）となり、連結当期純利益は8億6千6百万円（前期比1.8%減）となりました。

④ 技術提携等の状況

- ア) アメリカのプレミックス、ベーカリーマシンの製造販売会社であるドーン・フード・プロダクツ社と技術提携を行っております。
- イ) ドイツの製菓、製パン用原材料の製造販売会社であるウルマ・シュパッツ社と業務提携を行っております。
- ウ) イギリスのイースト（酵母）の製造販売会社であるA Bマウリ社の輸入総代理店である豊田通商株式会社と継続的売買契約を結んでおります。
- エ) アメリカの機能性食品素材の製造販売会社であるファイバースター社と業務提携を行っております。

(7) 主要な事業内容

部 門	主 要 製 品
製 粉 部 門	小麦粉（パン用・めん用・菓子用）、ライ麦粉、ふすま
ミックス類等 加工食品部門	業務用プレミックス、家庭用プレミックス、 製パン・製菓用原材料、品質改良剤、日持向上剤、 冷凍食品、ドライイースト、食塩、米粉
精麦飼料部門	押麦、焼酎用等の原料麦、麦ぬか、 加熱圧ペんとうもろこし2種混合飼料、圧ペん麦、配合飼料

(8) 主要な営業所および工場

本 店	福岡県うきは市吉井町276番地の1
本 社	福岡市博多区比恵町5番1号
事 務 所	東京事務所（東京都）
営 業 所	精麦カンパニー「製造工場を含む」（福岡県） 福岡営業所（福岡県） 広島営業所（広島県） 大阪営業所（大阪府） 名古屋営業所（愛知県） 東京営業所一課（東京都） 東京営業所二課（東京都） 仙台営業所（宮城県）
工 場	吉井工場（ライ麦製粉工場、ミックス工場）（福岡県） 福岡工場（製粉工場）（福岡県） 広島工場（製粉工場）（広島県） 大阪工場（ミックス工場）（大阪府） 静岡工場（製粉（小麦粉・ライ麦粉）、加工食品工場）（静岡県） 東京工場（ミックス工場）（千葉県）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
262名	(増) 5名	40.8歳	16.2年

（注）上記従業員数には、臨時雇員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	948 百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	755
株 式 会 社 広 島 銀 行	400
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	388
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,036,374株（自己株式 2,761,879株を含む）
(3) 株主数 12,532名（前期末比減700名）
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
有 限 会 社 鳥 越 商 店	1,420	6.1
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,300	5.6
三 井 物 産 株 式 会 社	1,300	5.6
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,162	5.0
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,145	4.9
株 式 会 社 広 島 銀 行	730	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	632	2.7
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	630	2.7
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	567	2.4
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	550	2.4

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式2,761,879株があります。
2. 持株比率は自己株式（2,761,879株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
鳥 越 徹	代表取締役会長	
高 峰 和 宏	代表取締役社長執行役員	
鵜 戸 正 方	取締役常務執行役員 (製造本部長、エンジニアリング部担当、経営企画室長)	
中 川 龍二三	取締役執行役員 (管理本部長、経理部長)	
田 中 優 次	取 締 役	西部瓦斯株式会社 代表取締役会長 株式会社西日本シティ銀行 社外監査役 広島ガス株式会社 社外監査役
楠 原 秀 俊	常任監査役(常勤)	
池 長 大五郎	監 査 役(常勤)	
山 出 和 幸	監 査 役	弁護士
秀 島 正 博	監 査 役	公認会計士・税理士 メディアファイブ株式会社 監査役 日本乾溜工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 田中 優次氏は、社外取締役です。
2. 監査役 山出 和幸氏および同 秀島 正博氏は、社外監査役です。
3. 監査役 秀島 正博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 田中 優次氏ならびに監査役 山出 和幸氏および同 秀島 正博氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役 1名および社外監査役 2名との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 監査役 池長 大五郎氏は、平成27年3月27日開催の第80期定時株主総会において、新たに選任され、就任しました。
7. 取締役専務執行役員 林 正幸氏および常任監査役 中村 正男氏は、平成27年3月27日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
8. 取締役名誉会長 山下 義治氏は、平成27年7月4日死去により退任しました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額	摘要
取締役	名 7	千円 140,880	平成20年3月28日開催の第73期定時株主総会の決議による報酬の額 取締役 年額240百万円以内 (うち社外取締役 10百万円以内) ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
監査役	5	27,830	平成20年3月28日開催の第73期定時株主総会の決議による報酬の額 監査役 年額55百万円以内
計 (うち社外)	12 (3)	168,710 (7,240)	

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職内容	当社との関係
取締役	田中 優次	西部瓦斯株式会社	代表取締役会長	(注) 1
		株式会社西日本シティ銀行	社外監査役	(注) 2
		広島ガス株式会社	社外監査役	(注) 2
監査役	秀島 正博	メディアファイブ株式会社	監査役	(注) 2
		日本乾溜工業株式会社	社外取締役	(注) 2

- (注) 1. 当社は西部瓦斯株式会社の株式を1,208千株所有し、同社は当社の株式を394千株所
有しております。
2. 重要な取引および特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	田中 優次	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
監査役	山出 和幸	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席および監査役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
	秀島 正博	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会10回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 会計監査人の報酬等の額

29,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

- (注)
1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア) 当社は、職務執行に係る情報を文書により保存しております。
 - イ) 当社監査役会または当社監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役は何時でも当該文書を閲覧または謄写に供しております。
- ② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア) 当社グループは、危機発生時に適切かつ迅速な対応ができるよう危機管理マニュアルを策定し、役員および社員に周知徹底しております。
 - イ) 当社グループでは「食の安全・安心」を確保するため、当社に品質保証室を設置し、品質管理体制を一層強化しております。
- ③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア) 当社グループにおいては、取締役の任期を選任後1年内とするとともに、当社においては、執行役員制度の導入によって意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、また、グループ各社については、当社から取締役や監査役を派遣し、グループ各社の経営を監督することなどにより、当社グループの経営の効率性を確保するよう努めております。
 - イ) 当社グループの業務執行に関わる協議につきましては、当社は取締役、監査役および執行役員による役員会を開催し、グループ各社にも当社に準じて取締役、監査役による役員会を開催させるようにしております。
- ④ 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア) 当社グループは、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値および株主利益を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的

な考え方としており、そのために経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立し、またコンプライアンス経営を徹底させております。

イ) 当社グループは、コンプライアンス面において「企業理念」および「行動規範」を制定し、企業倫理や法令を厳守することを明確にするとともに、実際の事業活動においてとるべき具体的な行動をコンプライアンスマニュアルにまとめ、当社グループの役員および社員が高い倫理観を維持・向上するよう努めています。

ウ) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

エ) 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。当社グループでは、監査役は取締役会等重要な会議には常時出席し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制となっております。

⑤ グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおいては、「企業理念」、「経営方針」、「行動規範」等をグループ各社に周知徹底しております。また、グループ各社に関わる重要案件については、グループ各社の取締役等をして当社に報告させた上で、当社取締役会に付議する体制をとっています。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確認に関する事項

ア) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」といいます。）を求められた場合には、関連する部署のスタッフをして、監査役から職務の委嘱を受け、監査役の補助を行わせることとしております。

イ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役会からの独立性を確保いたします。

- ウ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う体制といたします。
- ⑦ 当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役が当社監査役に報告をするための体制ならびに当該報告者が不利な取扱いを受けないための体制
- ア) 当社監査役は必要に応じて、当社グループの会計監査人、取締役、使用人およびグループ各社の監査役に対して報告を求めるとしております。また、当社監査役は、当社取締役会等重要な会議には常時出席し、意見を述べております。
- 当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役は、法令違反行為など当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象については、これを発見次第、当社監査役に報告することとしております。
- イ) 当社グループでは、当社監査役へ前号の報告等を行った者に対し、当該報告等をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、周知徹底をしております。
- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用に関する事項
- 当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、当社監査役の請求に応じてこれを支出することとしております。また当社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社では、監査役が会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行っております。また、当社監査役は代表取締役と隨時会合を持ち、監査の状況、経営上の重要課題について意見交換を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を12回開催し重要な意思決定を行うとともに、執行役員を含めた役員会を10回開催し執行役員の業務執行機能お

より取締役による監督機能を果たしております。

監査役はそれぞれの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

② 企業集団における運営状況

グループ会社運営マニュアルに基づいたグループ会社運営を実施しております。

グループ会社へは当社から取締役や監査役を派遣し、グループ会社社長を議長とする取締役会を定期開催することによってグループ会社の経営監督を行っております。

更に、グループ会社社長と当社代表取締役とのグループ会社ミーティングをグループ会社毎に年1回実施することによって、グループ各社の経営課題把握等の討議を通じ、グループ会社の経営の効率性を高めております。

グループ会社における設備投資等の重要事案は、当社の役員会に付議されており、グループ会社の重要な業務執行についての当社への報告体制は実施しております。

③ 法令遵守への取組状況

当社グループにおいてはコンプライアンスマニュアルに基づく業務執行に努めております。

コンプライアンス教育については従業員への研修をはじめ、グループ会社の経営陣へのコンプライアンス研修会等を実施し、当社グループ全体の倫理観の維持向上に取り組んでおります。

④ 財務報告に係る内部統制への取組状況

内部統制に関する基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除への取組状況

お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、製品、技術及びサービス面において競合会社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、①オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、②高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基礎研究等の充実、③独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、及び④単なる商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要

素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、平成27年2月10日開催の取締役会において、2015年度からの3カ年の中期経営計画「アドバンス2017」を策定し、同日発表いたしました。当社は、中期経営計画において、その基本方針として次の5項目を掲げています。

- (i) 既存事業において、競争優位の価値を創造し持続的成長と安定的収益基盤を確立するために構造改革を行う。
- (ii) 市場創造型のマーケット・チャレンジャーとして、競争力のある新たな価値を創出する。
- (iii) 次世代の成長基盤を支える事業領域拡大を図る。
- (iv) ステークホルダーとの良好な関係を構築し、C S R 経営を推進する。
- (v) 事業環境に適応した柔軟かつ機動的な経営を推進し、強靭な経営体制を構築する。

当社は、中期経営計画に定められたこれらの基本方針に沿った諸施策を実施することこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維

持・向上に資するものと考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの強化の取組みとして、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期は1年となっております。また、独立性を有する社外取締役を1名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成27年2月10日開催の取締役会において、平成24年3月29日開催の第77期定時株主総会の承認を得て更新した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」について、内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）とし、平成27年3月27日開催の第80期定時株主総会において、本更新及び本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について承認を得ております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成27年3月27日開催の第80期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されます。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することがあります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、前記(2)②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に掲げる理由により、その公正性・客観性・合理性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されたものです。

② 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（（i）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、（ii）事前開示・株主意思の原則、（iii）必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

③ 株主意思の重視

本プランは、平成27年3月27日開催の第80期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き更新されました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることがとなっております。

④ 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客觀性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間が必要する買収防衛策）でもありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,430,407	流 動 負 債	3,417,688
現 金 及 び 預 金	5,801,823	買 掛 金	1,130,232
受 取 手 形	569,490	短 期 借 入 金	942,000
売 掛 金	2,777,119	1 年 以 内 に 返 済 す べ き 長 期 借 入 金	504,000
有 価 証 券	4,542,500	リ 一 ス 債 務	18,064
商 品 及 び 製 品	1,077,124	未 払 金	135,472
原 材 料 及 び 貯 藏 品	3,520,023	未 払 法 人 税 等	103,466
前 払 費 用	47,248	未 払 消 費 税 等	77,994
輸 出 見 返 原 料 差 金	53,239	未 払 費 用	398,696
繰 延 税 金 資 産	22,297	預 り 金	53,051
そ の 他 の 流 動 資 産	22,268	役 員 賞 与 引 当 金	24,970
貸 倒 引 当 金	△2,728	そ の 他 の 流 動 負 債	29,740
固 定 資 産	22,112,939	固 定 負 債	5,645,588
有 形 固 定 資 産	8,539,919	長 期 借 入 金	1,770,000
建 物	1,423,563	リ 一 ス 債 務	12,972
構 築 物	264,926	預 り 保 証 金	113,961
機 械 及 び 装 置	1,679,866	繰 延 税 金 負 債	3,703,102
車両 運 搬 具	1,336	退 職 給 付 引 当 金	15,791
工 具 器 具 備 品	60,106	長 期 未 払 金	29,760
土 地	4,987,205	負 債 合 計	9,063,276
リ 一 ス 資 産	29,624	純 資 產 の 部	
建 設 仮 勘 定	93,291	株 主 資 本	23,731,727
無 形 固 定 資 産	9,561	資 本 金	2,805,266
電 話 加 入 権	6,449	資 本 剰 余 金	2,782,030
ソ フ ト ウ ェ ア	238	資 本 準 備 金	701,755
の れ ん	2,873	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,080,274
投 資 そ の 他 の 資 産	13,563,457	利 益 剰 余 金	20,268,537
投 資 有 価 証 券	13,085,111	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,268,537
関 係 会 社 株 式	216,110	配 当 準 備 積 立 金	2,740,000
出 資 金	18,711	固 定 資 產 優 稽 準 備 金	333
長 期 貸 付 金	121,352	別 途 積 立 金	16,150,000
長 期 前 払 費 用	88,941	繰 越 利 益 剰 余 金	1,378,203
破 産 更 生 債 権 等	1,571	自 己 株 式	△2,124,106
会 員 権	77,245	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,748,342
そ の 他 の 投 資	7,335	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,748,342
貸 倒 引 当 金	△52,921	純 資 產 合 計	31,480,070
資 產 合 計	40,543,346	負 債 ・ 純 資 產 合 計	40,543,346

損益計算書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

単位：千円

科 目	金	額
売 上 高		21,546,401
売 上 原 價		17,240,276
売 上 総 利 益		4,306,124
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,155,224
営 業 利 益		1,150,900
営 業 外 収 益		226,375
受 取 利 息	2,635	
受 取 配 当 金	112,725	
有 債 証 券 利 息	3,973	
固 定 資 産 貸 料	24,144	
そ の 他 の 収 益	82,896	
営 業 外 費 用		27,414
支 払 利 息	19,550	
そ の 他 の 費 用	7,864	
経 常 利 益		1,349,861
特 別 利 益		213,171
固 定 資 産 売 却 益	139,343	
受 取 保 険 金	73,828	
特 別 損 失		210,506
固 定 資 産 除 却 損	5,398	
減 損 損 失	204,854	
会 員 権 評 価 損	254	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,352,526
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	298,800	
法 人 税 等 調 整 額	148,898	447,698
当 期 純 利 益		904,828

株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

単位：千円

資本金	株 主 資 本										
	資本 剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	その他の 資本剰余金	その他の 利益剰余金								
	配当準備 積立金	固定資産 圧縮準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	2,805,266	701,755	2,080,274	2,740,000	346	15,550,000	1,352,661	△2,123,821	23,106,483		
当期変動額											
剰余金の配当							△279,298		△279,298		
別途積立金の積立						600,000	△600,000		—		
固定資産圧縮 準備金取崩					△12		12		—		
当期純利益							904,828		904,828		
自己株式の取得								△285	△285		
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	△12	600,000	25,541	△285	625,243		
当期末残高	2,805,266	701,755	2,080,274	2,740,000	333	16,150,000	1,378,203	△2,124,106	23,731,727		

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	6,072,019	29,178,503
当期変動額		
剰余金の配当		△279,298
別途積立金の積立		—
固定資産圧縮 準備金取崩		—
当期純利益		904,828
自己株式の取得		△285
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	1,676,322	1,676,322
当期変動額合計	1,676,322	2,301,566
当期末残高	7,748,342	31,480,070

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製品 先入先出法による原価法

商品 移動平均法による原価法

原料及び貯蔵品 移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、期間5年の定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

..... 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

..... リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用 定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸
倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

一部の従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当期末要支給額を計
上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

① 担保に供している資産

建物	718,088千円
構築物	151,830千円
機械及び装置	622,884千円
車両運搬具	1,336千円
工具器具備品	23,950千円
土地	1,299,568千円
合計	2,817,658千円

② 対応債務

短期借入金	186,000千円
1年以内に返済すべき長期借入金	80,000千円
長期借入金	688,000千円
合計	954,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

17,320,516千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権

76,041千円

(4) 関係会社に対する短期金銭債務

27,692千円

(5) 関係会社に対する長期金銭債権

121,352千円

(6) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が受取手形の当期末残高に、次のとおり含まれております。

受取手形	15,225千円
------	----------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高

564,441千円

(2) 関係会社からの仕入高等

① 仕入高

17,212千円

② 運賃・荷役費

238,639千円

(3) 関係会社との営業取引以外の取引高

17,802千円

(4) 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
茨城県 神栖市	遊休資産	土地

資産のグルーピングは、事業用資産は管理会計上の区分毎に、賃貸資産及び遊休資産は1物件毎に区分しております。

減損損失を計上した遊休資産は、時価が著しく下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

減損損失金額の固定資産の種類毎の内訳は次のとおりです。

土地	204,854千円
----	-----------

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額及び路線価を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式	株	株	株	株	
普通株式	2,761,477	402	0	2,761,879	(注)
合計	2,761,477	402	0	2,761,879	

(注) 普通株式の自己株式の増加402株は単元未満株式の買取請求による増加です。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

減価償却費	133,639千円
投資有価証券	44,447千円
貸倒引当金	17,604千円
未払事業税	11,158千円
長期未払金	9,541千円
その他	22,848千円
繰延税金資産合計	239,239千円
繰延税金負債との相殺	△216,941千円
繰延税金資産の純額	22,297千円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	3,656,341千円
土地	263,544千円
固定資産圧縮準備金	157千円
繰延税金負債合計	3,920,044千円
繰延税金資産との相殺	△216,941千円
繰延税金負債の純額	3,703,102千円

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,352円56銭
- (2) 1株当たり当期純利益 38円88銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

単位：千円

資　　産　　の　　部		負　　債　　の　　部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流　動　資　産	18,852,166	流　動　負　債	3,610,572
現　金　及　び　預　金	6,069,428	支　払　手　形　及　び　買　掛　金	1,187,814
受取手形及び売掛金	3,468,147	短　期　借　入　金	1,484,720
有　価　證　券	4,542,500	未　払　法　人　税　等	106,814
商品及び製品	1,094,268	役　員　賞　与　引　当　金	25,870
原材料及び貯蔵品	3,535,704	そ　の　他	805,352
繰　延　税　金　資　産	23,509	固　定　負　債	6,009,585
そ　の　他	122,890	長　期　借　入　金	2,071,770
貸　倒　引　当　金	△4,282	繰　延　税　金　負　債	3,712,126
固　定　資　産	22,459,542	退職給付に係る負債	34,039
有　形　固　定　資　産	9,213,974	そ　の　他	191,650
建　物　及　び　構　築　物	2,045,698	負　債　合　計	9,620,157
機械装置及び運搬具	1,823,709	純　資　産　の　部	
土　　地	5,114,765	株　主　資　本	23,911,365
建　設　仮　勘　定	93,291	資　本　金	2,805,266
そ　の　他	136,510	資　本　剩　余　金	2,811,070
無　形　固　定　資　産	13,118	利　益　剩　余　金	20,419,135
投　資　そ　の　他　の　資　産	13,232,449	自　己　株　式	△2,124,106
投　資　有　価　證　券	13,085,213	そ　の　他　の　包　括　利　益　累　計　額	7,748,342
繰　延　税　金　資　産	550	そ　の　他　有　価　證　券　評　価　差　額　金	7,748,342
そ　の　他	221,253	少　数　株　主　持　分	31,843
貸　倒　引　当　金	△74,567	純　資　産　合　計	31,691,551
資　産　合　計	41,311,709	負　債　・　純　資　産　合　計	41,311,709

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

単位：千円

科 目	金	額
売 上 高		22,562,782
売 上 原 価		18,103,519
売 上 総 利 益		4,459,263
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,329,592
営 業 利 益		1,129,670
営 業 外 収 益		224,211
受 取 利 息	6,718	
受 取 配 当 金	112,838	
固 定 資 産 賃 貸 料	22,057	
そ の 他 の 収 益	82,598	
営 業 外 費 用		34,914
支 払 利 息	23,052	
そ の 他 の 費 用	11,861	
経 常 利 益		1,318,968
特 別 利 益		213,171
固 定 資 産 売 却 益	139,343	
受 取 保 險 金	73,828	
特 別 損 失		210,594
固 定 資 產 除 却 損	5,485	
減 損 損 失	204,854	
会 員 権 評 価 損	254	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,321,545
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	302,595	
法 人 税 等 調 整 額	151,858	454,453
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		867,092
少 数 株 主 利 益		723
当 期 純 利 益		866,369

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,805,266	2,811,070	19,832,065	△2,123,821	23,324,580
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△279,298		△279,298
当 期 純 利 益			866,369		866,369
自 己 株 式 の 取 得				△285	△285
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	587,070	△285	586,785
当 期 末 残 高	2,805,266	2,811,070	20,419,135	△2,124,106	23,911,365

	その他の包括利益累計額	少數株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当 期 首 残 高	6,072,019	31,120	29,427,721
当 期 変 動 額			
剩 余 金 の 配 当			△279,298
当 期 純 利 益			866,369
自 己 株 式 の 取 得			△285
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,676,322	723	1,677,045
当 期 変 動 額 合 計	1,676,322	723	2,263,830
当 期 末 残 高	7,748,342	31,843	31,691,551

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

4 社 (株)富士鳩急送、(株)カネニ、(株)大田ベーカリー、久留米製麺(株)

② 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

…… 債却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価
は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製品 …… 主として先入先出法による原価法

商品 …… 主として移動平均法による原価法

原料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、期間5年の定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(二) 長期前払費用 …… 定額法

(③) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(④) その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,175,272千円
機械装置及び運搬具	624,220千円
土地	1,374,594千円
その他の有形固定資産	23,950千円
合計	3,198,038千円

② 対応債務

短期借入金	186,000千円
長期借入金	945,165千円
(1年以内に返済予定のものを含む)	
合計	1,131,165千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

18,037,238千円

(3) 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、連結会計年度末日満期手形が次のとおり含まれております。

受取手形及び売掛金	15,819千円
-----------	----------

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
茨城県 神栖市	遊休資産	土地

資産のグレーピングは、事業用資産は管理会計上の区分毎に、賃貸資産及び遊休資産は1物件毎に区分しております。

減損損失を計上した遊休資産は、時価が著しく下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

減損損失金額の固定資産の種類毎の内訳は次のとおりです。

土地	204,854千円
----	-----------

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額及び路線価を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	株	株	株	株	
普通株式	26,036,374	0	0	26,036,374	
合計	26,036,374	0	0	26,036,374	
自己株式					
普通株式	2,761,477	402	0	2,761,879	(注)
合計	2,761,477	402	0	2,761,879	

(注) 普通株式の自己株式の増加402株は単元未満株式の買取請求による増加です。

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払い

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金額	基準日	効力発生日
平成27年3月27日開催 第80期定時株主総会	普通株式	279,298千円	12円	平成26年 12月31日	平成27年 3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年3月30日開催の第81期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当金額	基準日	効力発生日
平成28年3月30日開催 第81期定時株主総会	普通株式	279,293千円	利益剰余金	12円	平成27年 12月31日	平成28年 3月31日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等によっており、また、資金調達については銀行借入によっております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信限度額を設定して期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達です。なお、デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（（注）2参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,069,428	6,069,428	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,468,147	3,468,147	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	50,000	50,534	534
② その他有価証券	17,250,135	17,250,135	—
資産計	26,837,711	26,838,245	534
(4) 支払手形及び買掛金	1,187,814	1,187,814	—
(5) 短期借入金	947,000	947,000	—
(6) 未払法人税等	106,814	106,814	—
(7) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	2,609,490	2,615,970	6,480
負債計	4,851,119	4,857,600	6,480

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額327,577千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 貸貸等不動産に関する注記

当社は、貸貸用資産及び遊休資産を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,360円27銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 37円22銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の作成にあたり、記載金額、株数は、表示単位未満を切捨て表示しています。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松嶋 敦	(印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中野宏治	(印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な証拠を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野宏治 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鳥越製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月5日

鳥越製粉株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 楠 原 秀 俊 印
監 査 役（常勤） 池 長 大五郎 印
社外監査役 山 出 和 幸 印
社外監査役 秀 島 正 博 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績、当社を取巻く環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額279,293,940円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来的な積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 600,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とり　ごえ　　てつ 鳥　越　　徹 (昭和38年3月19日生)	昭和63年4月 株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成12年2月 当社入社 平成14年3月 当社取締役経営企画室担当 平成16年3月 当社常務取締役 平成21年3月 当社取締役専務執行役員 営業本部長代行、 経理本部長、経営企画室担当 平成22年3月 当社代表取締役社長執行役員 平成24年3月 当社代表取締役会長 平成25年3月 当社代表取締役会長執行役員 平成27年3月 当社代表取締役会長 現在に至る	282,036株
2	たか　みね　　かず　ひろ 高　峰　　和　宏 (昭和26年8月2日生)	昭和51年3月 当社入社 平成14年3月 当社取締役研究開発部長 平成16年3月 当社執行役員研究開発部付部長 平成18年3月 当社常務執行役員 平成23年3月 当社取締役常務執行役員 研究開発本部長 平成24年3月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る	29,644株
3	う　　ど　　まさ　　かた 鵜　　戸　　正　方 (昭和23年12月1日生)	昭和49年2月 当社入社 平成16年3月 当社執行役員製造本部長 平成18年3月 当社常務執行役員製造部長 平成21年3月 当社取締役常務執行役員 製造・エンジニアリング本部長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員 製造本部長、エンジニアリング部担当、 経営企画室長 現在に至る	23,500株
4	なか　　がわ　　たつ　　み 中　川　　龍二三 (昭和34年6月13日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年3月 当社執行役員経理部長 平成22年3月 当社取締役執行役員経理部長 平成25年3月 当社取締役執行役員経理部長、 経営企画室長 平成27年3月 当社取締役執行役員管理本部長、 経理部長 現在に至る	17,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当状況 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	田中優次 (昭和23年2月26日生)	<p>昭和47年4月 西部瓦斯株式会社入社</p> <p>平成14年6月 同社取締役</p> <p>平成17年6月 同社常務取締役</p> <p>平成19年6月 同社専務取締役</p> <p>平成20年4月 同社代表取締役社長</p> <p>平成22年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>平成23年3月 当社取締役</p> <p>現在に至る</p> <p>平成23年6月 株式会社西日本シティ銀行監査役</p> <p>現在に至る</p> <p>平成25年4月 西部瓦斯株式会社 代表取締役会長</p> <p>現在に至る</p> <p>平成25年6月 広島ガス株式会社監査役</p> <p>現在に至る</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中優次氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中優次氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
田中優次氏につきましては、豊富な経営者経験および幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 田中優次氏が社外監査役を務める株式会社西日本シティ銀行において、同氏の在任中である平成25年6月に同行行員による顧客の預金着服などの不祥事件が発覚いたしました。同氏は、平素より法令等遵守態勢の確立のために監査役としての職務を適正に遂行しており、当該事実の発生後においては、取締役会などにおいて再発防止策が充分機能しているかを確認するなど適正にその職務を遂行しております。
5. 田中優次氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社と田中優次氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となっており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定です。
7. 当社は、田中優次氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 换え監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ換えの社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

換えの社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
岡 崎 信 介 (昭和34年10月24日生)	平成2年4月 弁護士登録 加藤達夫法律事務所入所 平成8年5月 ジャスト法律事務所開設 平成16年4月 福岡県弁護士会業務事務局長 平成16年4月 財団法人交通事故紛争処理センター嘱託弁護士 平成22年4月 福岡県弁護士会副会長兼福岡県弁護士会福岡部会部会長兼九州弁護士会連合会理事 平成23年4月 福岡県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員 現在に至る 平成24年4月 福岡県弁護士会紛争解決センター紛争処理委員 現在に至る	0株

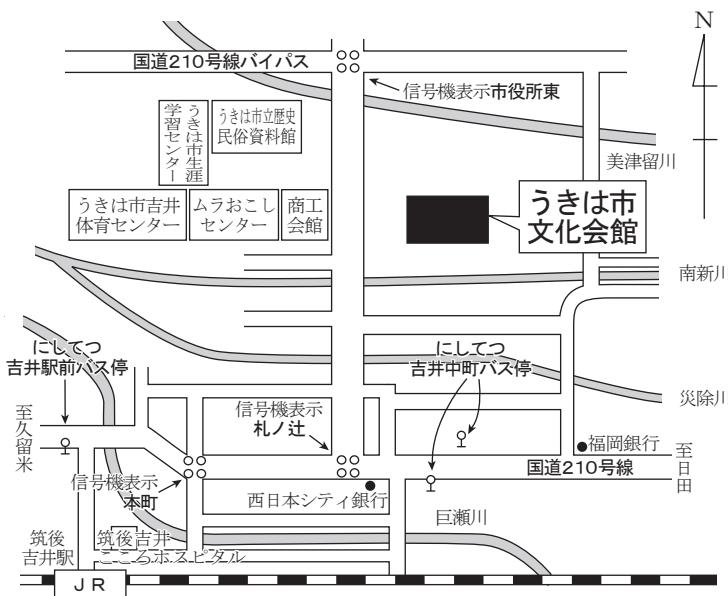
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡崎信介氏を換えの社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、以下のとおりであります。
岡崎信介氏につきましては、弁護士としての長年の経験や専門的知識を当社の監査体制に活かしていただきたく、換えの社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、岡崎信介氏が監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
4. 当社は、岡崎信介氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

福岡県うきは市吉井町1001番地4
うきは市文化会館

会場附近略図



- ・JR筑後吉井駅より徒歩約二十分
- ・にしてつ吉井中町バス停より徒歩約十分
- ・九州横断大分自動車道

朝倉インターより車で約十五分